

東京都公報

発行
東京都

目次

- 平成二十七年第一回東京都議会定例会の招集……………一
……………（財務局主計部議案課）……………一
- 建築基準法による道路位置の指定の変更……………一
……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）……………一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………一
……………（環境局環境改善部化学物質対策課）……………一
- 保安林の指定予定……………二
……………（産業労働局農林水産部森林課）……………二
- 東京都議会議員の配偶者同行休業に関する規程……………三
……………（東京都議会事務局）……………三
- 東京都議会事務局事案決定規程の一部改正……………三
……………（東京都議会事務局文書管理規程の一部改正）……………三
- 東京都議会事務局文書管理規程の一部改正……………三
……………（東京都議会事務局文書管理規程の一部改正）……………三
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………四
……………（生活文化局都民生活部地域活動推進課）……………四
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………五
……………（同）……………五
- 土地地区画整理事業の換地計画の縦覧……………六
……………（都市整備局市街地整備部区画整理課）……………六
- 東京都功労者表彰……………六

告示

……………（福祉保健局生活福祉部地域福祉推進課）……………六

○土地収用法による収用の裁決手続開始（二件）……………八
……………（東京都収用委員会）……………八

○当せん金付証票の発売委託……………三
……………（全国自治宝くじ事務協議会）……………三

雑報

●東京都告示第百四十九号
平成二十七年第一回東京都議会定例会を、二月十八日に招集する。
平成二十七年二月十日
東京都知事 外 添 要 一

●東京都告示第百五十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年二月十日
東京都多摩建築指導事務局長
金子 博

変更に係る道路の種類	変更年月日	変更に係る道路の位置	変更に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）
法第四十二条第一項第五号の規定による	平成二十七年一月二十一日	清瀬市野塩一丁目三百六十番二の一部、幅員	延長 一三・二〇

道路 同番二十一及び 四・〇〇
び三百六十八 番九の一部

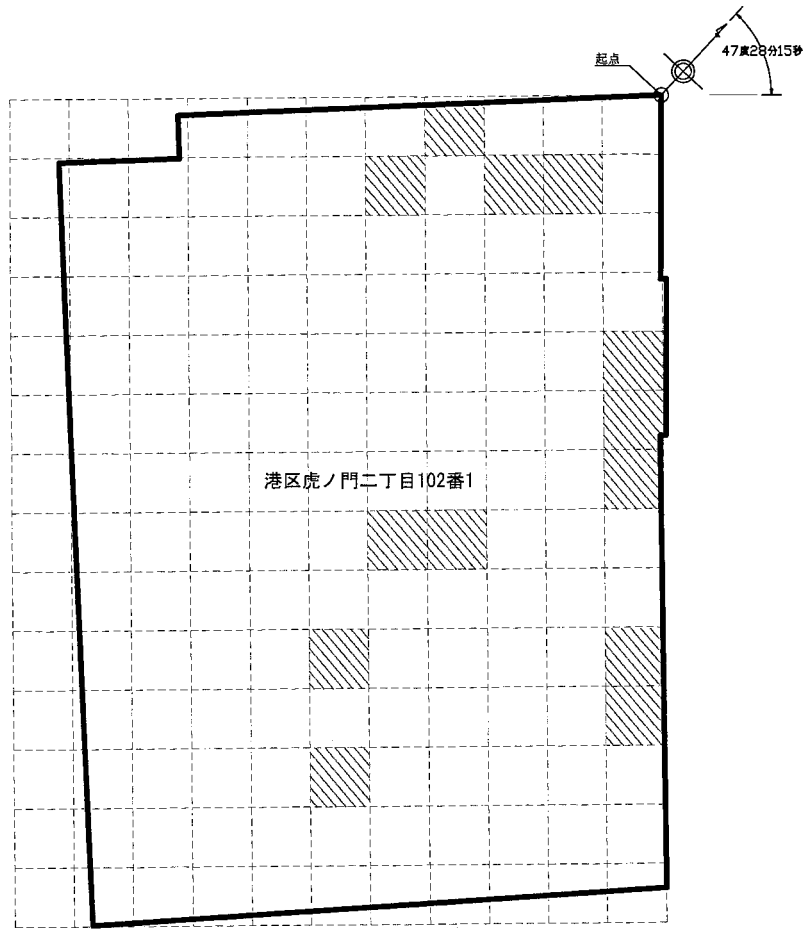
●東京都告示第百五十一号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年二月十日
東京都知事 外 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（港区虎ノ門二丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物、鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【起点】
 起点は、港区虎ノ門二丁目102番1の最北端とする。

【格子の回転角度 47度28分15秒】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】
 - - - 単位区画境界線
 ——— 調査対象地
 ▨▨▨ 形質変更時要届出区域

●東京都告示第百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定であるので告示する。

平成二十七年二月十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 保安林予定森林の所在場所

大島町泉津字大坂八五〇番、八五一番、八五三番一、八五四番一、八五七番一、字波牛六七番、六八番、八二七番一、八三五番一、八三六番、八四一番一（次の図に示す部分に限る。）、八四四番一、同番三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び大島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

訓 令（議）

●東京都議会議長訓令第10号

東京都議会議政局

東京都議会議政局職員の配偶者同行休業に関する規程を次のように定める。

平成二十七年二月十日

東京都議会議長 高 島 なおき

東京都議会議政局職員の配偶者同行休業に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十七条に規定する単純な労務に雇用される職員(以下「職員」という。)の配偶者同行休業に關し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第二条 職員の配偶者同行休業については、職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年東京都条例第四百十八号)の規定の適用を受ける者の例による。

附 則

- 1 この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 配偶者同行休業に關し必要な申請その他の手続は、この訓令の施行の日前においても行うことができる。

●東京都議会議長訓令第11号

東京都議会議政局

東京都議会議政局事案決定規程(昭和三十二年東京都議會議長訓令第2号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年二月十日

東京都議会議長 高 島 なおき

第十条第二項の表中「部長が決定する事案及び課長」を「部長、課長及び課長代理」に改め、同条に次の一項を加える。

6 第一項の規定にかかわらず、課長代理が決定する事案において、文書主任又は文書取扱主任である課長代理自らが決定権者である場合は、当該事案の審査については、課長が文書事務をつかさどる係員のうちからあらかじめ指定する者が行うものとする。

第十二条第一項の表中「次席又は」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

告 示 (議)

●東京都議会議長告示第一号

東京都議会議政局文書管理規程(平成十一年東京都議會議長告示第五号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年二月十日

東京都議会議長 高 島 なおき

第二条第八号の二を次のように改める。
八の二 課長代理 組織規程第七条に規定する課長代理をいう。

第二条中第九号から第十九号までを第十号から第二十号までとし、第八号の二の次に次の一号を加える。

九 主務課長 主務課の長をいう。

第八条の二第一号中「名あて人」を「名宛人」に改める。
第十二条第二項及び第三項中「あて」を「宛て」に改め、同条第四項中「あて」を「宛て」に、「名あて人」を「名

宛人」に改める。

第十三条第二項の表中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第十六条第一項中「あて」を「宛て」に改める。

第二十三条第六項中「上司」の下に「(課長代理が決定する事案にあつては、当該事案の決定権者)」を加える。

第二十六条第一項中「あて先」を「宛先」に改める。

別記第五号様式甲を次のように改める。

文書記号・番号		議 第		号		保存期間		年		分類記号		引継ぎ
文取書抜のい		回上の注		施行		施行		施行		施行		
先方の文書		平成 年 月 日		第 号		通過		平成 年 月 日		平成 年 月 日		
宛		発行		議長・局長 部長・課長 課長代理		特書照合		公印照合・押印		送		
件名		起案		部 課 (館)		起案者		事務担当者				
決定権者		局長		主管部長		主管課長		主管課長代理		審査		
審議		局長		主管部長		主管課長		主管課長代理		審査		
協議		局長		主管部長		主管課長		主管課長代理		審査		
決定後後決		局長		主管部長		主管課長		主管課長代理		審査		

附 則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年二月十日
東京都知事 外 添 要 一

一 申請のあつた年月日
平成二十七年一月八日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人オックスファム・ジャパン

三 代表者の氏名
浪瀬 佳子

四 主たる事務所の所在地
東京都台東区上野五丁目三番四号 クリエイティブオーネ秋葉原ビル七F

五 定款に記載された目的
本法人は、次の目的を達成する。

(1) 貧困の無い世界を目指して、発展途上国等の貧困や紛争のもたらす基本的人権の侵害による苦しみを開発

<p>四 主たる事務所の所在地</p> <p>三 代表者の氏名 阿部 昌宏</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人多摩コアラ</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年一月十三日</p>	<p>事業や人道支援活動を通じて軽減する。 (2) 貧困と不正義の原因およびそれらが引き起こす諸影響の理解を日本の市民に広めて、豊かな地球市民社会実現のための行動者を育成する。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年一月八日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人つくみ</p> <p>三 代表者の氏名 滝島 克明</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都八王子市犬目町八百六十三番地</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、子育て支援・学童保育・障がい者支援・高齢者への支援を提供する事業を行い、全ての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりに貢献し、あわせて社会福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>
<p>四 主たる事務所の所在地</p> <p>三 代表者の氏名 山田 直美</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法Tier Heim KOKUA</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年一月十三日</p>	<p>東京都八王子市松木八番地十 プラネット松木一〇二号室</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、高齢者、障害者、病弱者に対する、介護保険法及び障害者総合支援法に基づく居宅サービス事業、一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業限定)等を行い、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年一月十三日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法Tier Heim KOKUA</p> <p>三 代表者の氏名 山田 直美</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区神宮前二丁目二十三番三号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、一般国民に対して、放置・虐待・捨てられた動物達が殺処分される現状を改善する事業を行い、よって人と動物達が心豊かに暮らせる社会の構築に貢献する事を目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>特定非営利活動法人の設立の認証申請について 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三</p>
<p>四 主たる事務所の所在地 東京都杉並区下井草二丁目二十四番十六号</p> <p>三 代表者の氏名 川本 久美恵</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人大江戸音頭連</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年十二月二十二日</p>	<p>号)第三条の規定により、次のとおり公告する。 平成二十七年二月十日 東京都知事 舛 添 要 一</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年十二月十五日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人Affrimedico</p> <p>三 代表者の氏名 町井 恵理</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都江戸川区松江二丁目十九番十五一六〇四号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、十分な医療サービスを受けていないアフリカの人々に対して、医療品の提供や医療に係る知識・普及・啓蒙に関する事業を行い、アフリカの医療環境改善に広く寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年十二月二十二日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人大江戸音頭連</p> <p>三 代表者の氏名 川本 久美恵</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都杉並区下井草二丁目二十四番十六号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、一般市民を対象として地域活動、ボラン</p>

ティア活動、学校教育活動の支援をするために大江戸東京音頭連のさまざまな集合体の特色である技能、年齢層などを生かした活動をして、人と人のつながりを円滑にし、社会に役立つ活動をし、更に、グループの共通たる媒体として全国的に親しまれた名曲東京音頭と東京音頭平版大江戸東京音頭を後世に繋げるとともに日本の伝統文化である盆踊りを世界に発信し国際貢献に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年十二月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人縁結び会

三 代表者の氏名

大谷 裕允

四 主たる事務所の所在地

東京都豊島区南大塚三丁目四番二号 アールシールド

三F

五 定款に記載された目的

本法人は、広く一般市民を対象とし、縁を繋ぐ事を支援することによって、結婚・老後等の法律問題や家族問題から相続手続きで一般市民が持つ不安から社会福祉の安心と増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年十二月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ウェルネスを育む会

三 代表者の氏名

DOOKRAN SINGH SITA AIKO (草柳 愛子)

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区西新宿六丁目五番二号 三〇五

五 定款に記載された目的

この法人は、健康な身体に宿す命を意識し、このような身体を必要とする女性に対して、本来人間に備わっている機能を多方面から引き出すことを提唱する事業を行い、女性の健康、乳児出生率の向上・健やかな成長を助け、社会に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年十二月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人FSK研究所

三 代表者の氏名

藤井 裕士

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区一番町四番地

五 定款に記載された目的

この法人は、人間の営みによって形成されてきた文明と未来社会について研究するとともに、研究に基づき未来社会をいかに切り開いていくのかを提案し、かつそれらを実践に移していく支援を行うことによって未来社会の形成に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

掲載)

土地区画整理事業の換地計画の縦覧について

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第八十八条第二項の規定により、東京都市計画事業田端二丁目付近土地区画整理事業の換地計画を縦覧に供するので、土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)第五十五条の二において準用する同令第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年二月十日

東京都市計画事業田端二丁目付近土地区画整理事業

施行者 東京都

代表者 東京都知事 舛 添 要 一

一 縦覧期間 平成二十七年二月十八日(水曜日)から同年三月三日(火曜日)まで

二 縦覧時間 午前九時から午後五時まで

三 縦覧場所 文京区本駒込四丁目三十五番十五号 文京区勤労福祉会館

東京都功労者表彰について

東京都表彰規則(昭和四十七年東京都規則第百七十四号)第二条の規定に基づき、平成二十七年二月十日表彰された方は、次のとおりである。

平成二十七年二月十日

氏名 住所 東京都知事 舛 添 要 一 (福祉・医療・衛生功労者)

次の方々は、民生委員・児童委員として社会福祉と保健

衛生の向上に尽力され特に優れた業績をあげられました。

須山 多喜子	品川区	川村 優美子	品川区	小松 高子	品川区	中島 雄三	江東区	堀 悦子	江東区	西田 律子	江東区	眞貝 裕利子	江東区	菊地 清子	江東区	吉澤 章夫	墨田区	鎌形 由美子	墨田区	佐藤 明人	台東区	深井 喜代子	台東区	村田 庄司	文京区	野村 佑子	文京区	下田 和恵	文京区	井上 美那子	新宿区	太田原 迪子	新宿区	浅見 美恵子	新宿区	山川 五十鈴	新宿区	御所窪 和子	新宿区	中村 廣子	新宿区	鈴木 克明	港区	榎川 とし子	港区	尾家 鈴子	港区	工藤 精一	港区	鈴木 英子	中央区	鈴木 明孝	千代田区
--------	-----	--------	-----	-------	-----	-------	-----	------	-----	-------	-----	--------	-----	-------	-----	-------	-----	--------	-----	-------	-----	--------	-----	-------	-----	-------	-----	-------	-----	--------	-----	--------	-----	--------	-----	--------	-----	--------	-----	-------	-----	-------	----	--------	----	-------	----	-------	----	-------	-----	-------	------

渡邊 孝雄	豊島区	澤地 さちえ	杉並区	吉田 寛子	杉並区	横関 きみ子	杉並区	東城 恵美子	中野区	桑原 敏子	中野区	倉田 美子	中野区	古川 祥子	中野区	前田 輝五	中野区	南川 恵美子	渋谷区	矢口 保子	渋谷区	大森 猛	世田谷区	隅田 文子	世田谷区	清水 勝代	世田谷区	檜貝 静	世田谷区	三木 かな子	世田谷区	守安 富美子	大田区	野口 勝子	大田区	中田 澄子	大田区	戸塚 みその	大田区	高橋 幸子	大田区	鈴木 郁代	大田区	櫻井 功男	大田区	金澤 欣子	大田区	梅澤 能理道	大田区	室原 隆子	目黒区	佐藤 憲司	目黒区	山口 久幸	目黒区
-------	-----	--------	-----	-------	-----	--------	-----	--------	-----	-------	-----	-------	-----	-------	-----	-------	-----	--------	-----	-------	-----	------	------	-------	------	-------	------	------	------	--------	------	--------	-----	-------	-----	-------	-----	--------	-----	-------	-----	-------	-----	-------	-----	-------	-----	--------	-----	-------	-----	-------	-----	-------	-----

梅田 伍子	足立区	榎本 のり子	足立区	疋田 規子	足立区	福田 久子	足立区	稲垣 由美恵	練馬区	矢田 美子	練馬区	門脇 榮美子	練馬区	須藤 美知子	練馬区	成尾 善子	練馬区	辻 昌子	練馬区	川端 法子	練馬区	村上 照子	板橋区	山崎 洋子	板橋区	大倉 法子	板橋区	増子 京子	板橋区	和田 誠一郎	荒川区	宇野 儀子	北区	湊 恵理子	北区	園田 志信	北区	市村 美恵子	北区	清水 恒明	北区	小澤 浩子	北区	山岸 榮三	北区	田中 瑞穂	北区	山田 恵美子	北区	佐藤 あつ子	豊島区	武藤 節子	豊島区	豊島 佳代子	豊島区
-------	-----	--------	-----	-------	-----	-------	-----	--------	-----	-------	-----	--------	-----	--------	-----	-------	-----	------	-----	-------	-----	-------	-----	-------	-----	-------	-----	-------	-----	--------	-----	-------	----	-------	----	-------	----	--------	----	-------	----	-------	----	-------	----	-------	----	--------	----	--------	-----	-------	-----	--------	-----

鈴木 和男	足立区	若尾 ゆかり	昭島市
藤波 道子	足立区	平岡 聖子	昭島市
千葉 祐子	足立区	栗原 照子	昭島市
相川 憲次	葛飾区	加藤 襟子	調布市
小林 道子	葛飾区	中村 悦子	調布市
黒沢 富子	葛飾区	井爪 利恵子	小金井市
竹内 純一	葛飾区	横澤 正世	小平市
矢島 美知子	江戸川区	小池 けさ美	日野市
八武崎 育子	江戸川区	草刈 千代	日野市
山中 廣司	八王子市	松浦 弘子	東村山市
高橋 由紀	八王子市	池永 和子	清瀬市
鈴木 勝哉	立川市	鈴木 久佐子	東久留米市
小林 利江	立川市	野村 シゲ子	武蔵村山市
垣原 睦恵	武蔵野市	本間 孝子	西東京市
鈴木 富雄	三鷹市		

土地収用法 (昭和26年法律第219号) 第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、
 公告する。
 平成27年2月10日
 東京都収用委員会
 会長 内山 忠明

1 起業者の名称 国分寺市
 2 事業の種類 国分寺都市計画緑地事業第4号姿見の池緑地
 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
 4 土地所有者の氏名及び住所
 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
 6 裁決手続開始決定年月日 平成27年1月15日

別記

裁決手続の開始を決定した土地				土地所有者			土地に関して権利を有する関係人			備考	
所在	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	氏名	住所	氏名	住所		権利の種類
東京都国分寺市 西恋ヶ窪一丁目	33番26	雑種地	161 m ²	161.91 m ²	161.91 m ²	株式会社藤和設計	東京都東大和市清原四丁目8番地21				

別記

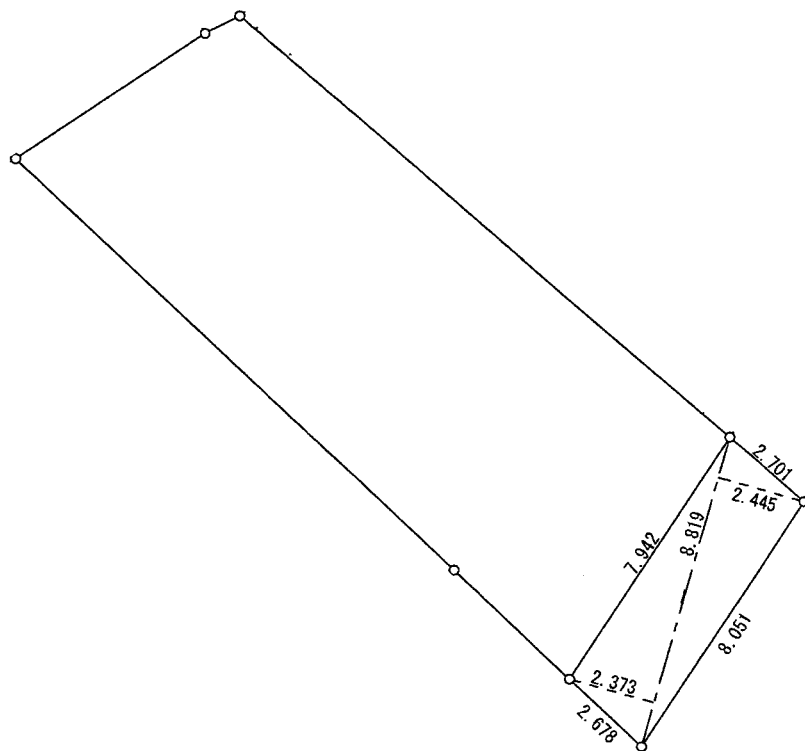
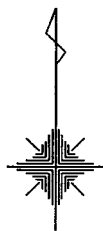
<p>土地収用法 (昭和26年法律第219号) 第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、 平成27年2月10日 東京都収用委員会</p>	<p>会長 内山 忠明</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 起業者の名称 東京都 2 事業の種類 東京都市計画道路事業幹線街路環状第5の1号線、幹線街路環状第5の1号線支線1及び補助線街路第77号線 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、
<p>地番、地目及び地積等</p> <ol style="list-style-type: none"> 4 土地所有者の氏名及び住所 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 6 裁決手続開始決定年月日 平成27年1月29日 	<p>別記のとおり</p>

別記

裁決手続の開始を決定した土地				土地所有者			土地に関して権利を有する関係人			備考	
所在地	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	
東京都渋谷区神宮前一丁目	9番2	宅地	163.63 m ²	164.69 m ²	21.24 m ²	有限会社光パークー	東京都港区南麻布三丁目19番23号	野村信託銀行株式会社	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	根抵当権 平成24年11月9日受付第37481号	別図1 のとおり
	9番3	宅地	124.89 m ²	124.87 m ²	33.87 m ²						別図2 のとおり

別図1

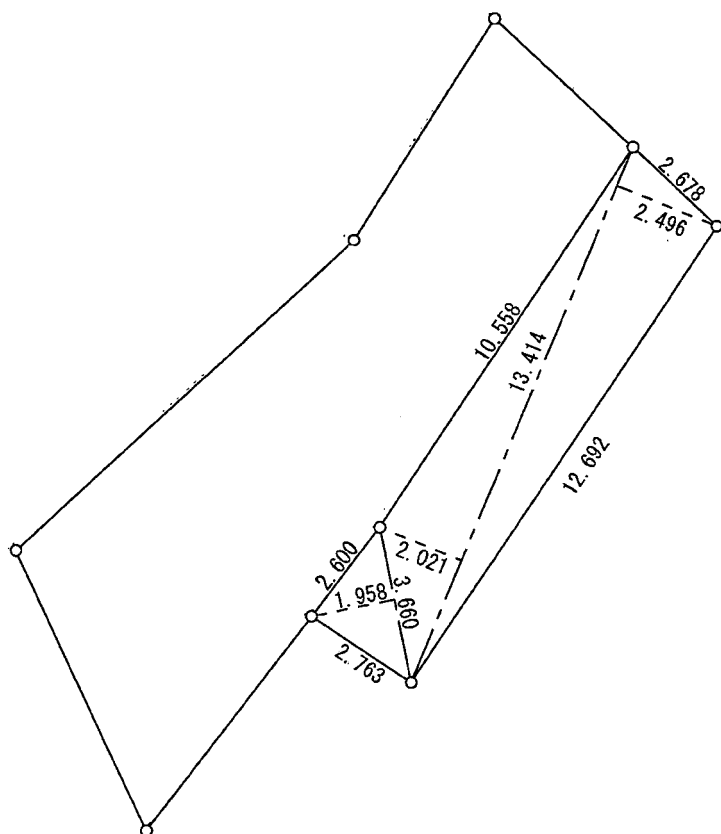
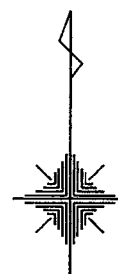
裁決手続の開始を決定した土地
東京都渋谷区神宮前一丁目9番2のうち
21.24平方メートル



単位：メートル

別図2

裁決手続の開始を決定した土地
東京都渋谷区神宮前一丁目9番3のうち
33.87平方メートル



単位：メートル

雑報

当せん金付証券の発売委託について
当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法(昭和二十三年法律第百四十四号)第六條第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。
平成二十七年二月十日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 舛添要一

一 名称
二 発売総額及び枚数
五百七十億円 一億九千万枚

(三十億円を一単位(一ユニット)として十九単位(十九ユニット)。ただし、状況によりユニット単位で増減する場合があります。)
一枚三百円

三 証券金額
四 発売期間
五 当せん金の額
平成二十七年五月十三日から同年六月五日まで
発売額三十億円に対して十四億九千九百九十九万円

六 委託対象事務の範囲
当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七 売りさばき及び当せん金支払手数料
発売額三十億円に対して二億四百四十六万一千七百七十二円

八 その他発売経費
発売額三十億円に対して一億二千五百五十一万五千六百円

九 受託申請期限
平成二十七年二月二十四日
十 その他
受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

一 名称
二 発売総額及び枚数
第六百七十九回全国自治宝くじ
二百四十億円 八千万枚
(三十億円を一単位(一ユニット)として八單位(八ユニット)。ただし、状況によりユニット単位で増減する場合があります。)
一枚三百円

三 証券金額
四 発売期間
平成二十七年五月十三日から同年六月五日まで
五 当せん金の額
発売額三十億円に対して十四億九千万円

六 委託対象事務の範囲
当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七 売りさばき及び当せん金支払手数料
発売額三十億円に対して二億三百三十四万二千四百円

八 その他発売経費
発売額三十億円に対して一億二千六百五十九万円

九 受託申請期限
十 その他

八千八百七十五円
平成二十七年二月二十四日
受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

発行所
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
112-0002

